水 産 林 務 部

目 次

、水座巾																																							
水産昂																																							
O키	く産	業振	興棉	造	改	善	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	113
ΟŞ	ے :	被害	防山	上対	策	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	114
O ₇	く産	基盤	整備	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	114
水産昂																																							
O ₇	く産	基盤	整備	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	114
			環境																																				115
〇漁	急	漁木	整備	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	115
〇漁	急	漁木	活性	ŧ化	対	策	事	業	•	•	•	•	•	•			•			•			•		•		•	•	•			•				•	•		115
林務昂																																							
Οħ	*業	• 木	材產	E業	構	造	次	革	事:	業			•														•		•			•					•		116
Of	衸板	• 製	材 ・	集	成	材	生產	産化	生	向.	上		品	目	転	換	仮	進	対	策	事	業					•		•			•					•		116
太	3	本力 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅう	計量	菲舞	<u>l</u>																																		
Οź	林	整備	地均	扰活	動	支护	爰:	交1	付:	金																	•		-			•							117
林務局	7	森林	整值	誹課	Į																																		
Οź	林	整備	事業	(ا	造	林	事	業))				•														•		•			•							118
			づく																																				121
Oit	木	安定	2供約	合推	進	事	業																																121
05	, IJ	—ン	ラー	-チ	·苗	木 <u>!</u>	早	朝	増	産	対	策	事	業																									122
Οź	森林	保護	事業	٠ ځ	•		•	•	•																														122
OJ	ヹ	シカ	森材	核被	害	防」	止引	鱼亻	٤ź	村	策:	事	業																										122
O≴	森林	整傭	事第	<u></u> (林	道	事	業))	•	•	•	•																										122
			材產																																				130
			ミコス																																				131
O t	k道	施設	炎災害	· 『復	IΒ	事	業	•	•		•																												131
林務局	ā	治山	」課																																				
0/1	- \規	·L. 模治	· 此 ì 山	業																																			132
O t	林地	崩塌	·一. [防山	上事	· :業																																		132
			·/// [山地																																				132
森林斑																																							
Οź	ネ林	• Д	⊿村爹	函	的	機能	能	発	揮:	対	策	推	進	事	業	•		•		•					•		•	•	•	•		•				•	•		133

所管部課名 水産林務部 水産局 水産振興課

IN E IPIN L	7八三十四万亩 7八三万	77.至派共体			ᄷᄜᄼᅕ	· /+ \				
事 業 名	事業主体	根拠法令等	補 助 (貸 付 ・ 交 付) 基 準 等					地方債(参考)	リンクページ	備 考
事業名水養事業			1 1 ・養殖施設に強い。 中華	1 / 3 5. 5/10 1 / 2 5. 5/10	補助 (交)	4. 5	等 その他 5/10 ~/ 3	地方 情(参 参考) 市体補助 市村を般 市村を般 市補は債 75%	リンクページ	備考
			・省エネルギー型施設機能整備 ・漁場底質改善 ・つきいそ							

			・養殖場環境管理施設 ・水産情報高度利用施設 ・衛生環境強化機能整備 ・地下海水取水施設 ・水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整 備 ・その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設 ・上記の附帯施設						
とど被害防止対策 事業	市町村 漁業協同組合等	とど被害防止対 策事業実施要領 (道)	沿岸漁場の水域においてとどの駆除等を行い、漁場環境の 保全を図るため、予算の範囲内で補助する		1/2	1/2	1/2		予算補助 税源移譲
水産基盤整備事業	市町村 漁業協同組合等	水産物供給基盤 整備事業等実施 要領等(国) 農山漁村地域整 備交付金交付 網等(国)	2 水産生産基盤整備事業(水域環境保全) 同上 農山漁村地域整備交付金	5 / 10	(1/10)	5/10 (4/10)		https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/sr/ssk/ensei3 .html	予算補助 () 内は事業 主体が市町村か つ計画事業費1 億円以上の場合
所管部課名	水産林務部 水産局	漁港漁村課							

Nr	W > / I	10 th 11 A 44			輔助 (交	付) 率 等	Ę.	U-LH-75-15		
事業名	事業主体	根拠法令等	補助 (貸付・交付) 基準等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
水産基盤整備事業	市町村水産業協同組合	漁港漁場整備法 水產基盤整備等 業補助金交付 網等(国) 農山漁村金交付 農山漁村金交付 網等(国)	1 係留施設 漁港漁場整備法第3条第1号の口に掲げる岸壁、物揚場、 係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場並びにこれら に附属する設備で当該施設を構成するのに必要なもの ただし、水産業協同組合が実施する場合は特定漁港漁場	6/10			<10 < 2			法律補助予算補助

漁港漁村環境整備事業	市町村	農備網 油付(通) 漁付(通) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(1) 緑地 (2) 防災施設 (3) 肝地整備	1/2 6/10	1/2		https://www.maf f.go.jp/j/study /other/e_mura/o omori/n- koufukin.html (一部事業のみ)	予算補助
漁港漁村整備事業	市町村	水產基盤整備事 業補助金交付要 網等(国)	市町村が行う次に掲げる施設整備とする。 1 水産物供給基盤整備事業 (港湾背後地区における衛生管理型産地市場、製氷施設及び加工施設(冷凍施設に限る)の整備) 2 水産基盤整備調査事業 3 漁村整備事業	1/2 ~ 2/3	1/2 ~ 1/3		https://www.jfa .maff.go.jp/j/g yoko_gyozyo/g_t hema/sub41.html (一部事業のみ)	予算補助
漁港漁村活性化対 策事業	市町村 水産業協同組合等	水共交 漁業補等 漁水共交 漁業補等 漁水共交 漁業補等 漁水共交 漁業有等 類似 化金红素	(1) 漁港漁場の高度利用のための整備 ア 利用向上施設 イ 環境改善施設 ウ 機能改善施設 (2) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備 ア 自然エネルギー利用施設 イ 地域資源活用施設 (3) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備 (ソフト	1/2	1,	^2	https://www.jfa .maff.go.jp/j/b ousai/koufukin/ index.html (一部事業のみ)	予算補助

4 漁港機能増進事業及び水産業競争力強化漁港機能増進事業 (1) を対化・就労環境改善に資する施設 (2) 有効活用促進に資する施設 (3) 安全対策向上・強靱化に資する施設 (4) 資源管理・流通高度化に資する施設 外郭施設	7 / 1 0 8 / 1 0 6 / 10 5.5/10	3 / 1 0 2 / 1 0 4 / 10 4 . 5/10		
輸送施設・漁港施設用地 その他施設・増殖及び養殖用施設・漁獲物の処理、保蔵 及び加工施設又は漁港浄化施設	1/2	4. 5/10 1 / 2		

所管部課名 水産林務部 林務局 林業木材課

所管部課名	水産林務部 林務局	林業木材課								
事業名	事業主体	根拠法令等	補 助 (貸 付 ・ 交 付) 基 準 等	神	崩 助 (交	付) 率 等	F	地方債(参考)	リンクページ	備考
-	テベエド	12 12 13 47	111 31 X 11 X 11 / E + 4	国	道	市町村	その他	2671R (9.17)	, , , , ,	- mu
林業・木材産業構造改革事業	市町村 森林組合 林業者等の組織する 団体 木材関連業者等の組 織する団体 など	森産長金(林循付((1) 高性能林業機械等の整備 ①林業機械作業システム整備 ②効率化施設整備 ③活動拠点施設整備 ④林業機械リース支援 (2) 高性能林業機械整備附帯事業 2 木材利用及び木材産業体制等の整備推進	3. 75% 1 ~ 2		事業費から複				予算補助
合板·製材·集成材 生産性向上·品目 転換促進対策事業	市町村 森林組合 林業者の組織する団 体 木材関連業者等の組 織する団体 など	合板・製材・集成 材国際競争力強 化・輸出促進対 策事業実施要領	①木材加工流通施設整備 ②ストックヤード整備 (2) 木材加工流通施設等整備(低コストタイプ) ①木材加工流通施設整備 ②ストックヤード整備 (3) 木材加工流通施設等整備(供給力強化) ①木材加工流通施設整備 ②ストックヤード整備 (4) 品目転換施設整備 (5) 木材加工流通施設整備 (5) 木材加工流通施設整備・品目転換施設整備附帯事業 (1)~(4)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等	1 / A 1 / A 2 2 類 で 野 定 野 た を 新 た も を り た る 。 も る 。 も る 。 も る 。 も る も る 。 も る 。 も る る 。 も る る 。 も る る 。 も る る 。 も る る 。 も る る 。 も る 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。		事業費から補引いた額事業費から補助に				予算補助

	図るが、の	
--	-------	--

所管部課名	水産林務部	林務局	森林計画課
ᄁᆝᆸᇚᅑᇻ	ハ圧が切り	1111カルリ	林竹川凹林

				*	甫 助 (交	付) 率等	手			
事業名	事業主体	根拠法令等	補 助 (貸 付 ・ 交 付) 基 準 等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
森林整備地域活動支援交付金	市町村長と締結する 協定に基づき地域活 動を行う者	森産長金((林循付() 本養と 本本と 本本と 本本と 本本と 本本と 本本と 本本と 本本と 本本と	・森林情報の収集 ・森林調査 ・合意形成活動 ・不在村森林所有者への働きかけ (交付額に加算(上限) 14,000円/ha)	1/2	1/4	1/4			https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/sr/srk/156219 .html	令和 5 年度の内

			3 森林所有者の探索 森林所有者の探索を行った森林 (交付額(上限) 5,000円/ha)	1/2	1/4	1/4				
			4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 に対する支援 (交付額(上限)40,000円/ha) ・作業路網の改良活動	1/2	1/4	1/4				
			5 上記に係る市町村での推進事務 ・地域説明会の開催 ・協定の作成指導 ・確認事務 ・交付事務	1/2		1/2				
=======================================	J. + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	* 1.1 ** /# ===		<u> </u>	<u> </u>					
所管部課名	水産林務部 林務局	森林整備課								
事業名	事業主体	根拠法令等	補 助 (貸 付 ・ 交 付) 基 準 等	国	i 助 (交 道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
森林整備事業(造	市町村	森林法								法律補助
林事業) 1 森林環境保全	森林所有者	森林環境保全整 備事業実施要綱		3/10	1 /10	6/	1 0	① 市町村有林の整		
整備事業	森林組合等	(国)	(2) 樹下植栽等 (3) 下刈り	ただし、一部	の分収方式等	I により実施す。	るものは次の	備については、国 の予算等貸付金		
(1) 森林環境保全 直接支援事業	森林整備法人等		(4) 倒不起こし (5) 枝打ち	とおり	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1-01 /)(112 /	4 6 47 101 7 (47	債(日本政策金融 公庫貸付金(公有		
	特定非営利活動法人 等		(6) 除伐 (7) 保育間伐	3 / 10	2/10	5 /	~ 10	林整備事業)) 100%		
	森林法施行令第11条 第8号に規定する団 体		(8) 間伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 鳥獸害防止施設等整備	助率を乗じて	「求める			② 特定間伐等促進 計画に基づく事		
	森林経営計画の認定 を受けた者		(11) 森林作業道整備 (1) ~ (9) の施業と一体的に実施 2 事業規模等 1 の (1) ~ (9) については、1 施行地 0. 1ha 以上	※市町村が請	t、実施の形態 情負に付して実)いずれか低い	施した場合は	/0 又は 90) 、標準経費と	業の実施または 助成に要する経 のうち、総務省 令で定める経費		
	特定間伐等促進計画 において特定間伐等 の実施主体に位置づ けられた者		上記に加え、間伐及び更新伐については、施行地の搬出材積が 10 m ² /ha 以上					については、一般 補助施設等整備 事業債 (特定間伐 等促進対策事業)		
	森林法第 10 条の 10 第2項に規定する票間は森林に係る森林 法第 10 条の 11 の4知 第1項に規定する森本 第1項に規定する森本 事の裁定を受けた者							100% なお、①による起債の対象となる場合は、②による 起債の対象となる 起債の対象とな		
	森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定によ り都道府県が公表し た民間事業者									
(2) 特定森林再生	市町村	森林法	1 事業の区分	- 40		_		①		
事業	森林整備法人等	森林環境保全整 備事業実施要綱	(1) 森林緊急造成 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方 公共団体及び森林所有者と協定を締結することが必要	3/10	1 /10	6/	~10	市町村有林の整備については、国の予算等登付会		
	森林組合等	(国) (国)	公共団体及び採外所有者と協定を締結り ることが必要 市町村は、所有する森林以外で森林所有者と協定を締結し た森林、森林経営管理法の規定により市町村が経営管理権の					の予算等貸付金 債(日本政策金融 公庫貸付金(公有		
	特定非営利活動法人 等		設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公 有化した森林で実施する場合(事業主体が自ら所有する森林	3/10	2/10		<u></u>	林整備事業))		
	民間事業者		のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続する ものであって、激甚災害(激甚災害に対処するための特別の					② 特定間伐等促進		
	森林経営計画策定者 (被害森林整備に限 る)		財政援助等に関する法律の激甚災害をいう)による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む)に限る (2) 被害森林整備 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方	補助率を乗じ (査定係数は	に求める は、森林緊急造	成が 180 又は	90、被害森林	計画に基地では、経過では、大きないでは、大きないでは、一般では、経過では、経過では、経過では、経過では、経過では、経過では、大きないでは、ままないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
	森林所有者(被害森 林整備に限る)		公共団体及び森林所有者と協定を締結することが必要 森林経営計画策定者は、当該者が策定した計画の対象森林 を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に	※市町村が請	重要インフラ 賃負に付して実 : のいずれか低	施した場合は		令で定める経費 については、一般 補助施設等整備		

			限る森林所有者は、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る 市町村は、所有する森林で事業を実施する場合、森林経管理法の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る (3) 重要インフラ施設問辺森森森林以外で実施するもので、地方の共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定をが必要市町村は、所有する森林以外で森林所有者及び重要イン大団体、重要インカー・一般でないで、地方を締ますることが必要市町村は、所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者とが必要で、地方をが自らら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る 2 事業内容(1) 人工造林(2) 樹下植栽等(3) 下刈り(4) 倒木起こし(5) 枝打ち(被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備に				事業債(特策事別 100% 100% 100% なお、①によるる起るるのは、②象とによとならはい 20象 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 10	
			限る) (6) 除伐 (7) 保育間伐(被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備 に限る) (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 (10) 森林作業道整備 (11) 森林作業道整備 (11) 森林保全再生整備(被害森林整備に限る) 3 事業規模等 2の(1)~(8)については、1 施行地 0.1ha 以上					
2 農山漁村地域 整備交付金事業 (1) 森林空間総合 整備事業	市町村	森林法 農山漁村地域整 備交 付金実施要綱 (国)	市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、工会は路網で直接接続するものであって、激差災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上 (1) 事業メニュー ①森林環境東促進整備 (2) 事業内容 ①全体計画調査	5∕10	2/10 b等取得につい 1/15	3/10 ては 9/15	① 市町村有林の整備については、 国の予算等貸付金債(日本政策金融公庫貸付金(公有林整備事業)) 100%	法律補助
(2) 絆 の 森整備 事業	①市民参加型森林整 備(行政支援タイプ) 市町村(市民主導タイ プ) 森林経営計画の認定		②共生環境整備 ③付帯施設整備 ④本内等距傳 (3) 採択要件 おおむね50ha以上のまとまりのある森林(生活環境保全 林又は保健・文化機能等維持林に限る) (1) 事業メニュー ①市民参加型森林整備 ア 行政支援タイプ イ 市民主導タイプ ウ 市民開放タイプ	5/10	2 <i>/</i> 10 也等取得につい	3/10	② 特団 で で で で で で で を で を が で を で を で を で で で で	

(3) 特定森林造成事業	を(林事非 (森を市にし ②備市森森森特等森森を ① 市森森森森 ②造 市 ③進 市森森森特等森森を間い施れ 受機 は 一		②野生生物共生 株整備 (2) 事業 大田 (2) 東東 (2) 東京	が が が が が が が が が が が が が が	は、、 () () () () () () () ()	(※) たい(※) 施額(※) たい(※) たい(※) たい(※) たい(※) たい(※) たい(※) たい(※) たい(※) たい(※) はい(※) たい(※) たい(※) はい(※) たい(※) はい(※) はい(※) たい(※) はい	は、標準経費 10 乗、 10 で で で で で で の で の で と と と と と と と と と と に に に の の の の の の の の の の の の の	令に補事等 おは い い が し い が し い が し い が し い 的 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 に 数 り れ の ら し る る な な と る な と る な と る な る な と と る な る な	
3 美しい森林づ くり基盤整備交 付金		森林法 美しい森林づく り基盤整備交付 金実施要綱(国)	林木被害防止施設等整備 ウ 森林作業道 アの施業と一体的に実施 (2) 採択要件 1 施行地の面積が 0. 1ha 以上の森林 森林による二酸化炭素の吸収作用を保全し強化する重要性 が増していることから、「森林の間伐等の実施の促進に関する 特別措置法」に基づく間代等を支援する	1/2		1,	~ 2	①市町村有林の 整備については、 国金債、日本政策会 融公庫貸付金(公	法律補助

	市町村が策定でれていること 事業の区分 (1) 森林整備 地球のた整備 増進のための (2) 地域創造型 特定間快等	等の実施の促進に関する特別措置法」に基づきてる特定間伐等促進計画において、事業主体とさ と防止をはじめとする森林の多面的機能の維持 森林整備を実施する事業 型整備 等の実施の促進のために必要な、市町村が提案す 東力を活かした事業					有 ②進事は経省費般備伐業 な債場起ら かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	
豊かな森づくり推 進事業	推進事業実施要 植林を目的と目的として補助業項積で1 1 第項積で1 2 本経容(1) が 1 第項 1 2 を 1	経験地等の植林を目的として森林経営計画等に 主業 生タイプ より取得した伐採跡地等の植林を目的として森 等に基づき行う事業 呆全整備事業及び農山漁村地域整備交付金で補		16/26	10/26		特計業る務経一整間事間に助費令でい施(特対にう定でい施(特対のでいた)を開に制事等でいか、施(特対のでいた)を開います。 100%	予算補助
西本来 安定供給推進 1 採種園等の造成・改良等事業 (1)採種園等の造成・改良・ 機	材成助綱 優進(林循付(北供施	は採・処理、整地・地拵え、採種木生産、採種木 、系統表示、造成地の簡易防護柵等に係る経費 重木伐採・処理、地拵え、採種木生産、採種木購 系統表示、改良地の 簡易防護柵等に係る経費 で下刈り等の管理作業に係る経費は除く 豊大保種本代採・処理、整地・地拵え、採種木生産、 選番、大保種・処理、整地・地拵え、採種木生産、 大保種本代に適した樹型影神のための整枝・均照で、 、活量果促進のためのとベレン散布の整枝・均照で、 、活量、のため除去、追加的な簡易防護柵、暴 した樹型影神のためで表りのた の変に、活力、のであるので、 のためのとベレン散布の筋護・ のために要する雑費とし、その内容は、 は、第2条第2項に基づき農林水産大臣が指定 を実施する際に要する雑費とし、その内容は、 は、当時では、 は、必要な原種苗木の増殖及び効率的な種種とよる をである施設の整備を行う事業 とでは、必要な原種は、ガラス温室、施設及び は、とが出来る施設の整備を行う事業 を関連を表別、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要な原種は、 は、必要なを、 は、必要な原種は、 は、となが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	1/2 以内 /内		1/	´2		予算補助

2 コンテナ苗木 生産基盤施設等 整備事業	市町村		市町村がコンテナ苗木生産基盤施設等整備事業を行う実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 機械器具費 コンテナ苗生産に必要な機械の導入に要する 経費 (2) 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費 (3) コンテナ苗生産資材費 コンテナ苗の育苗に必要な資材の調達に要する経費とし、資材導入及びその運送料に係る経費	1 / 2 以内				
クリーンラーチ苗木早期増産対策事業	認定特定増殖事業者	クリーンラーチ 苗木早期増産対 策事業実施要綱 (道)	認定特定増殖事業者が実施するクリーンラーチ採種園における採種木への施肥及び下刈りに要する経費		1/2 以内	1/2		予算補助
森林保護事業	市町村 森林組合 森林所有者等	森株法 林事国 林業総等国 株本リカ付 ・ 大学 ・ ・ ・ 大学 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 野ねずみ駆除 5ha以上 2 突発性森林病害虫駆除 5ha以上 3 その他松くい虫駆除 5㎡以上	3/8 1/2 1/2	1/8 1/2	1/2 1/2	国の予算等貸付金債(日本政策金融公庫貸付金(公有林整備事業)) 100%	法律補助 予算補助
エゾシカ森林被害 防止強化対策事業	市町村 森林組合 森林所有者 等 広域協議会(複数の 市町村を含む)	森珠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設置等に対する助成	1/2		1/2		予算補助
森林整備事業 (林道事業) 1 森林環境保全整備事業 (1)森林資源循環利用林道整備事業	市町村森林組合等	森林法 森林環境保全整 備事業実施要綱 (国)	森林の有する多面的機能の維持・増進、森林環境の保全を図るため、計画的に森林整備を進めるための路網の整備 ①事業内容 持続可能な林業経営の実現に向けて、効果的に林内路網を形成するため、特に効率的な施業が可能な森林の区域内内とは、生産基盤強化区域内等において、主として森林施業のために利用する恒久的施設としての林業生産基盤整備道(木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる、整備 ②要件等 ア 林業生産基盤整備道開設 次の要件全下に該当者であるものでア・地域森林計画に記記載された林道 (イ) 林道規程に規定する自動車道 (ク) 開設効果指数が1.2以上であること、ただし、峰越連絡が通の幹線以外のものにあっては0.9以上 (1) 利用区域内森林面積が50ha以上、かつ、全体計画を追り、かの、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、4、3、4、4、4、4	区分 過疎地: 及び 振興山:	50/1 (55/1 2 50/1	道 100 1/100 00) (1/100)	市町村が事業主体の場合 一般公共事業債 林道事業 90% 市町村等 49/100 (44/100) 49/100	法律補助

林面積と全体計画延長の合計により判断)

- a 次のいずれかに該当するものであって、利用区域内 森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長が概 ね 0.8km 以上
- (a) 長期育成循環型路網の支線の林道
- (b) 過疎地域又は旧過疎地域で整備される林道 (c) 特定市町村又は準特定市町村で整備される林道
- 水源地域対策特措法に基づく水源地域で整備される
- (e) 水源山地で複層林施業を行うための保安施設事業と 林道の開設とを一体とした事業に係る林道、特定保安林 の整備を行うための林道
- b 長期育成循環型路網の幹線で、利用区域内森林面積 が 500h 以上であり、かつ、全体計画延長が概ね 1 km 以
- 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域が 500ha 以上、その他は直接利用区域が 100 ha 以上、開 設効果指数が0.9以上、かつ、費用対効果指数が1.0以 上であること
- (オ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で 10%以上の森林 において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主 伐を含む。) が計画されていること
- (か) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2 億4千万円以上であること、ただし、林道以外の道路施設 と重複する路線は除外
- (キ) 林業生産基盤整備道の開設により、走行時間を開設前 と比較して 10%以上削減すること
- (ク) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生 する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整 備にかかる費用が安価であること
- 林業生産基盤整備道の改良及び既設林道の改良
 - 次の要件全てに該当するもの。ただし、作業道の局部改良については、(ウ)に限る
- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (4) 林道規程に規定する自動車道の改良 (ウ) 1箇所の事業費が 900 万円以上であること。 ただし、舗 装については、舗装に要する総事業費が 2,400万円以上で あること
- (の) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分する こととし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面 積と改良効果指数がaの基準を満たすこと。ただし、舗装においては、対象とする路線の、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道とその他の林道に区分 する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続す る路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の 全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備 や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の 関係者からなる協議会において、林道及び森林の整備の予 定等について協議し、調整を行うこととする
- a 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹 線林道にあっては、500ha (振興山村又は過疎地域は 200ha) 以上で、かつ、改良効果指数が 1.2 以上、効率 的施業区域内については、50ha (振興山村又は過疎地域 は 30ha) 以上で、かつ、改良効果指数が 1.2 以上、その他の林道にあってはそれぞれ 50ha と 0.9 とする
- b 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準に ついては、aの規定を準用するものとし、この場合において、「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものと する
- ウ 林業専用道開設
- 次の要件全てに該当するもの
- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の2級
- 北海道が策定した林業専用道作設指針に適合すること
- (エ) 開設効果指数が 0.9 以上
- (オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積
- が 10ha 以上で、かつ、全体計画延長が 0.2km 以上 (カ) 原則として当該路線の完成に伴い、当該路線を計画に 含む森林経営計画等の計画区域内において、森林環境保全 直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込 まれること

林業生産基盤整備道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他 (舗 装)	100/300	3/300	197/300

ウ 林業専用道開設

区分	国	道	市町村等
過疎地域 及び 振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

() は森林組合等が事業主体の場合

工 林業専用道改良

区分	围	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他 (舗装)	100/300	3/300	197/300

オ 作業ポイント整備

力 埪结攺敕借

刀 按视时走佣			
区分	国	道	市町村等
_	45/100	1/100	54/100

キ 路網計画策定

区分	Щ	道	市町村等
_	50/100	1/100	49/100

施設集約化(撤去)

区分	围	道	市町村等
_	30/100	1/100	69/100

ケ 老朽化対策

区分	国	道	市町村等
健全度Ⅲ、Ⅳ	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100

個別施設計画における健全度Ⅲ又はⅣの施設

中間土場を整理する場合については、開設に伴い発生
する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整
備にかかる費用が安価であること
二 林業専用道改良
次の要件全てに該当するもの

- (7) 地域森林計画に計画が記載されていること
- (イ) 1箇所の事業費が200万円以上 (ウ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積 が 10ha 以上
- (エ) 改良効果指数が0.9以上
- (オ) 幹線の基準は、イの(エ)に準ずる

オ 作業ポイント整備

- (7) 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利 用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること

力 接続路整備

- (7) 1 箇所当たりの規模は、原則として、概ね 50m 程度であ
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること

- (7) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する 見込みのある林道の存する区域に係る市町村で実施する
- (イ) 航空レーザ計測の実施にかかる経費の算出については、
- 森林土木事業標準歩掛表 (測量試験) に準ずること (か) 航空レーザ計測における照射密度は 1 ㎡ 当たり 4 点以 上とする
- (I) 航空レーザ計測の事業費は実施面積に 1 ha 当たり 5,000 円を乗じた金額を上限とすること
- (オ) 航空レーザ計測の1地区当たりの計測規模は概ね
- 10.000ha 以上であること ク 施設集約化 (撤去)
- (7) 林道施設の集約化に伴って実施するずい道、橋梁等の
- 林道施設の撤去であること (イ) 民有林林道台帳についてに規定する林道台帳に登載さ れた林道に設置されている林道施設であること
- (ウ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去である
- (I) 撤去対象のずい道、橋梁等の林道施設を含む林道叉は 集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能 の集約化を目的とした林業生産基盤整備道整備叉は林業 専用道整備を併せて実施すること
- (オ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること ケ 老朽化対策
- 事業費が40万円以上であること
- コ 機能回復
- (7) 効率的施業区域内等であること
- (イ) 精梁、ずい道、排水施設、路面等の機能の回復である
- (ウ) 事業費が 40 万円以上であること

コ 機能回復

区分	Щ	道	市町村等
-	50/100	1/100	49/100

(2) 山村強靱化林 道整備事業

①事業内容

持続的な林業経営の実現に向けて、幹線となる林道の強靭 化を進めるため、森林の適正な整備及び保全からみて利用区 域の幹線となる路線であり、かつ、事業着手時から供用開始 までの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する 計画において代替路として位置付けられる山村強靱化林道 (効率的な森林施業、木材の大量運搬等に対応し、山村の強 靱化にも資する基幹となる林道であって、国の定める基準に 適合するものをいう) 等の整備

②事業要件等

アー山村強靱化林道開設

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」におけるア「林業生産 基盤整備道開設」の(ア)~(ク)の(キ)を除く全ての要件に該 当するもの
- イー山村強靱化林道改良

次の要件全てに該当するもの

- 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良
- (ウ) 局部改良及び法面保全については、1箇所あたりの事 7月 周市は民人の公園はエーマンでは、18日の主義者が 900 万円以上、そのほかの改良については、18日の事業費が 900 万円以上であること。ただし、舗装につい ては、舗装に要する総事業費が3,000万円以上であること
- (I) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分する こととする。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して 連続する路線の事業計画を作成する場合にあたっては、当 該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林 道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林 組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林 の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする
- a 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、そ れぞれ 50ha と 0.9 とする
- b 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準に ついては、aの規定を準用する。この場合において、 「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものとする
- ウ 作業ポイント整備
- (7) 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利 用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- 工 接続路整備
- (7) 1箇所当たりの規模は、原則として、概ね 50m 程度であ ること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- (7) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する 見込みのある林道の在する区域に係わる市町村で実施す
- (イ) 航空レーザ計測の実施にかかる経費の算出については、 森林土木事業標準歩掛表(測量試験)に準ずる
- (ウ) 航空レーザ計測における照射密度は 1 m2 当たり 4 点以 上とする
- (I)航空レーザ計測の事業費は、実施面積に 1 ha 当たり 5,000円を乗じた金額を上限とする
- (オ) 航空レーザ計測の1地区当たりの計測規模は概ね 10,000ha 以上であること
- 力 施設集約化 (撤去)
- (7) 林道施設の集約化に伴って実施するずい道、橋梁等の 林道施設の撤去であること
- (イ) 民有林林道台帳についてに規定する林道台帳に登載さ れた林道に設置されている林道施設であること
- 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去である
- (エ) 撤去対象のずい道、橋梁等の林道施設を含む林道又は は集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能 の集約化を目的とした林業生産基盤整備道整備叉は林業
- 専用道整備を併せて実施すること (オ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森 林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること キ 老朽化対策
- 事業費が40万円以上であること

ア 山村強靱化林道開設

(1)「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

イ 山村強靱化林道改良

区分	国	国道	
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他 (舗 装)	100/300	3/300	197/300

※幹線については公道等に2箇所以上接続すること

- ウ 作業ポイント整備
 - (1)「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。
- エ 接続路整備 (1)「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。
- 才 路網計画策定
 - (1)「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。
- 力 施設集約化(撤去)
 - (1)「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。
- キ 老朽化対策
 - (1)「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ

	1	1					
(3) 林業専用道整 備事業	市町村森林組合等	森林法 農山漁村地域整 備交付金交付要 綱(国)	①事業内容 持続可能な林業経営の実現に向けて、丈夫で簡易な、使いやすい道づくりを進めるため、主として森林施業のために利用する恒久的施設としての林業専用道(普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプライック)が走行可能な構造を有し、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす林道であって、北海道が策定した林業専用道作設指針に適合するものをいう)等の整備				
			②事業要件等 ア 林業専用道開設 (1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるウ「林 業専用道開設」(7)~(h)の要件に該当するもの	ア 林業専用道	開設		
				区分 過疎地域	国	道	市町村等
				及び 振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
				その他	50/100	1/100	49/100
			イ 林業専用道改良 (1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるエ「林 業専用道等改良」(ア)~(オ)の要件に該当するもの	() は森林組 イ 林業専用道	合等が事業主体の 改良	場合	
				区分	国	道	市町村等
				改良	30/100	1/100	69/100
			ウ 作業ポイント整備	舗装	100/300	3/300	197/300
			前記事業名欄(1)「森林資源循環利用林道整備事業」に おけるオ「作業ポイント整備」(7)の要件に該当するもの。	ウ 作業ポイン エ 接続路整備	ト整備		
			エ 接続路整備 前記事業名欄(1)「森林資源循環利用林道 整備事業」 における力「接続路整備」(7)の要件に該当するもの。	区分	国	道	市町村等
				_	45/100	1/100	54/100
(4) 林道施設PC B廃棄物処理促進 対策事業			①事業内容 環境被害等を未然に防止し、林道施設を適切に管理する ための林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調	林道施設PCB	秦棄物処理促進対	策事業	
			查、処理等 ②切中更供等	区分	国	道	市町村等
			②採択要件等 ア PCBの濃度分析調査 昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗 料による塗装が行われた恐れがある林道施設であること	_	50/100	1/100	49/100
			イ PCBの処理等 PCBを含む塗料による塗装が行われた林道施設で あること				
2 農山漁村地域 整備交付金事業			林業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図るための路網整備				
(1)育成林整備事 業	市町村 森林組合等	森林法農山漁村地域整農山漁村の大会の仕事	① 事業内容 育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも 資するために必要な路網の整備を行う				
	備交付金交付要 網(国)		② 事業要件等 ア 森林管理道開設 次の要件のうち(カ)を除く全てに該当すること。ただし、 峰越連絡林道については、次の要件のうち(オ)を除く全てに				市町村が事業主 体の場合
]	該当すること				一般公共事業債

)地域森林計画に記載された林道)林道規程に規定する自動車道)開設効果指数が 0.9 以上 (ただし、防火林道には適用せず、峰越連絡林道の幹線は 1.2 以上))利用区域内森林面積が 50ha 以上、かつ、全体計画延長

(I) 利用区域内森林面積が50ha 以上、かつ、全体計画延長が概ね1km 以上ただし、次のいずれかに該当する林道を除く(コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断)

a 次のいずれかに該当するものは、利用区域内森林面積が30ha以上、かつ、全体計画延長が概ね0.8km以上

(a) 長期育成循環型路網の支線の林道 (b) 過疎地域、旧過疎地域で整備される林道

(c) 特定市町村又は準特定市町村で整備される林道。

(d) 水源地域対策特別特措法に基づく水源地域で整備される林道

(e) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設 事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び 特定保安林の整備を行うための林道

b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森 林面積が 500ha 以上、かつ、全体計画延長が概ね 1 km 以

c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域が 500ha 以上。その他は 100ha 以上

(才) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で 10%以上に相当 する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるも の及び主伐を含む) が計画されていること

(カ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2 億4千万円以上(ただし、林道以外の道路施設と重複する 路線は除外)

イ 林業専用道開設

次の要件全てに該当するもの

(7) 地域森林計画に記載された林道

(イ) 林道規程に規定する自動車道の2級

(ウ) 北海道が策定した林業専用道作設指針に適合

(エ) 開設効果指数が 0.9 以上

(オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10ha 以上で、かつ、全体計画延長が 0.2km 以上

ウ 森林施業道開設

次の要件全てに該当するもの

(7) 地域森林計画に記載された林道

(イ) 林道規程に規定する自動車道の3級

(ウ) 開設効果指数が 0.9 以上

(I) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10 ha 以上で、かつ、全体計画延長が 0.2km 以上

ただし、利用区域内の森林が、「多様な森林整備のための集約化の促進について」に基づき、市町村等が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1区域の面積が50ha以上(【森林管理道開設】の(1)のaの(b)に該当するもの、森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づく施業が計画されているものについては30ha以上)である場合は、(イ)に掲げる要件のうち、「自動車道3級」とあるのは「自動車道の2級又は3級」と読み替えるものとする

《地域連携整備》

森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設について、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱う。なお、この場合町村、森林の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町状、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うこととする

エ 作業ポイント整備

1 箇所当たりの開地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること

才 接続路整備

「1箇所当たりの規模が、原則として、概ね50m程度

r	槑朴官埋退開設
イ	林業専用道開設
Ċ	森林施業道開設
_	林竹池木足所以

区分	国	道	市町村等		
過疎及び振興山村地域の 森林造成林道、複層林施業等	55/100 (60/100)	1/100 (1/100)	44/100 (39/100)		
過疎地域 及び 振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)		
その他	50/100	1/100	49/100		

() は森林組合等が事業主体の場合

エ 作業ポイント整備

才 接続路整備

区分	H	道	市町村等
_	45/100	1/100	54/100

(2) 共生環境整備 事業	市町村	
事業	森林組合等	
(3) 林道改良事業	市町村	
	森林組合等	
	3	

【森林空間総合整備事業】

① 事業内容

公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適 な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画 に定められている森林において、不特定多数の者を対象とす る森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な 森林整備を行う

②事業要件等

- プラネタでマ ア 森林管理道開設 (1)「育成林整備事業」における②のア「森林管理道開設」 (ア)~(カ)の要件に該当するもの
- イ 森林管理道等改良
- 次の要件全てに該当するもの (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良
- (ウ) 1箇所の事業費が900万円以上(舗装については、総事 業費が 2,400 万円以上)
- (I) 改良効果指数 幹線 1.2以上その他 0.9以上
- (オ) 利用区域内森林面積

幹線 500ha 以上 (振興山村、過疎地域は 200ha 以上)

その他 50ha 以上 (振興山村、過疎地域は 30ha 以上) (カ) 交通安全施設の設置を幹線林道以外の林道において実 施する場合については、過去に重大な交通事故が発生した 路線又は重大な交通事故防止上必要と認められる路線を 対象とする

【絆の森整備事業】

① 事業内容

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィ ールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加 による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行

② 事業要件等

- ププ 森林管理道開設 (1)「育成林整備事業」における②のア「森林管理道開設」
- (7)~(カ)の要件に該当するもの

① 事業内容

林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道につい て、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境 の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良 等を実施する

② 採択要件等

ア 林道改良

(2)「共生環境整備事業」【森林空間総合整備事業】に おける②のイ「森林管理道等改良」(ア)~(オ)の全ての要件に該 当するもの

ア 森林管理道開設

, 林田日王是彻底							
区分	国	道	市町村等				
過疎及び振興山村地域の森 林造成林道、複層林施業等	55/100 (60/100)	1/100 (1/100)	44/100 (39/100)				
過疎地域 及び 振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)				
その他	50/100	1/100	49/100				

() は森林組合等が事業主体の場合

ア 林道改良

区分	围	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他 (舗装)	100/300	3/300	197/300

日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対 策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設(避難広場、避難歩 道、誘導灯及び転落防止柵に限る)の整備を行うものについては事業費

ı	Ī	I	•	1				ı	1
(4) 林道点検診断 ・保全整備事業	市町村		① 事業内容 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補		T				
- 休土並開事未	森林組合等		(修及び更新等を実施する) (特別の 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	区分	国	道	市町村等		
			② 事業要件等 1箇所当たりの事業費は40万円以上900万円未満。ただ	_	50/100	1/100	49/100		
			し、点検診断はこの限りではない 保線整備は、森林環境保全整備事業の老朽化対策の対象と		30/100	1/ 100	49/100		
			なるものを除く						
(5) フォレスト・ コミュニティ総合 整備事業	市町村 森林組合等		① 事業内容 森林整備の基盤となり、生活環境の改善にも資する骨格的 な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う						
			② 事業要件等 ア 森林基幹道開設	ア 森林基幹道	 算設				
			次の要件全でに該当する林道の新設又は改築 (7) 地域森林計画に記載された林道	区分	国	道	市町村等		
			(イ) 林道規程に規定する自動車道 (ウ) 森林法施行令別表第3及び別表第4の1の(1)に該当す	_	50/100	1/100	49/100		
			る林道 (I) 全体計画延長が概ね5km以上 の林道(利用区域面積が	 () は森林組合	(65/100) 合等が事業主体の ^は	(1/100) 易合	(34/100)		
			1,000ha 以上の林道については、概ね7km 以上 (オ) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の	イ 森林基幹道	並改良				
			事業計画を作成する場合にあたっては、当該路線の全体を 一路線として取り扱い、林道の整備や利用区域内森林の整	区分	国	道	市町村等		
			備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこと	幹線	50/100	1/100	49/100		
			イ 森林基幹道改良 森林基幹道の局部的改良等で(2)「共生環境整備事業」	その他	30/100	1/100	69/100		
			【森林空間総合整備事業】における②のイ「森林管理道等改良」の(ア)~(カ)に掲げる全ての要件に該当するもの	その他(舗装)	100/300	3/300	197/300		
				日本海溝・千島	湯海溝地震特別措置に基づいて実施され に基づいて実施される。	置法第 11 条の規 れる災害避難施設 の整備を行うもの	定による津波避難対 ((避難広場、避難歩 のについては事業費		
			エ 作業ポイント整備 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用 計画、受益の範囲等からみて適正なものであること	ウェ/3 ウ 林業施設用 エ 作業ポイン					
				区分	国	道	市町村等		
				_	50/100	1/100	49/100		
3 地方創生道整 備交付金事業	市町村	地域再生法	市町村が作成する地域再生計画に基づき、地域における就 業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための						法律補助
(1)育成林整備事		┃推進	基盤となる市町村道・広域農道・林道の2種類以上の施設を 連携して、一体的に整備することにより地域再生を図る	区分	国	道	市町村等		
業		交付金交付要綱 (国)		過疎地域 及び	50/100	1/100	49/100		
(2) 共生環境整備 事業			前記「農山漁村地域整備交付金事業」 (林道事業) に準ずる	振興山村					
(3) 林道改良事業			<u> </u>	その他	45/100	1/100	54/100		
(4) 林道点検診断 ・保全整備事業				L			j		
(5)フォレスト・コ									
ミュニティ総合整備事業									

林業·木材産業生 産基盤強化対策事 業 1 間伐材生産 森林整備法人等	森珠 大小	(1) 間伐材生産 ・不用木の除去 (侵入竹を含む) ・不良木の淘汰 (育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本 数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう) ・支障木やあばれ木等の伐倒	定額(国費) (1) 間伐材生産(間接費を除く) 30 m	予算補助
2 路網整備・機能強化対策		1 事業内容 意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積生生から川水までの連携による路網 (1) 林業専用道(規格相当)の整備 (1) 林業専用道(規格相当)の整備 (1) 林業専用道(規格相当)の整備 (2) 森林で業の機能強化 (2) 森林で業の機能強化 (2) 森林で業別の機能強化 (2) 森林で業別の機能の施業区域のに設置と区域と関係的施業区域、日本の地域の内に設置と区域、2 大作設・補強 (3) 林道等の機能強化と域のに設置と区域と関係を整定とは必可に設定と対し、 (4) 森林で作業 (4) 森林作業 (4) 森林で作業 (4) 森林で作業 (4) 森林で作業 (5) 林本事実施 (4) 森林で作業 (4) 森林で作業 (4) 森林で作業 (4) 森林で作業 (4) 森林で作業 (4) 森林で作業 (5) 林子市道(規格相当)の復旧 地域材の安定供給及び森本の場所の対して機能強化の安定性 (4) (5) 林子市道(規格相当)を増加が、 (5) 林子市道(規格相当)を増加が、 (4) (6) 関連等中間(規格相当)を備、 森林作業 道整備と一体的に実対して後備が削減を変別を構造を関係を図るため、は (4) (6) 関連条件を備が関連条件を (4) (6) 関連条件を (4) (6) 関連条件を (4) (5) 財連条件を (4) (5) 財連条件を (5) 本株の制造を (5) 本の制造を (5) 本の制		

北海道低コスト再造林対策事業	市町村選定経営体森林整備法人等	森産長金(林循付((1) 低コスト造林の支援 - 一貫作業システム - 低コスト造林 - 下刈り (2) 機械器具の整備 - 機械経異の勝入 賃借 運送料	(2) 機械器 (4) 機械器 (4) 機械器 (4) 人 (5) 効の (3) 教 (3) 教 (4)	造	・低コスト化 れた場合 ・低コスト化 が困難な場合 ・低コスト化	下化 2 下化 1 大化 1 下化 + 下化 標準 下化 標準 下化 標準	/ha /ha /ha /ha /ha /ha /ha /ha /ha /ha	予算補助
林道施設災害復旧事業	市町村森林組合等	農林水復国指置に関するる。	(1) 事業内容 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した地方公共団体、森林組合等が維持管理する林道施設を、原形に復旧する事業 (2) 国庫補助の対象となる林道 国庫補助の対象となる林道の出来が維持管理するものをな共的施設でなければならない。この場合の公共的施設でなければならない。この場合の公共的施設でなければならない。この場合の公共的施設でなければならない。この場合の公共的施設でなければならない。この場合の公共的施設でなければならない。この場合の公共的施設では大きが維持管理するものをいるだけ、次のものは国庫補助の対象から除外される(7) 経済効果の小さいもの・利用区域の立木材積が1,390m3未満の林道・利用区域の立木材積が1,390m3未満の林道・利用区域の立た材積が1,390m3未満の林道・利用区域の立たも表がきもの(1) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの(1) 基だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの(1) 基だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの(1) 漢害復いの書業の施工中に生じた災害に係るもの(3) 国庫補助の対象となる災害暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をなければならないと定められており、次のもの対象とならないアでは、警戒、とない、とない、とないはならないと定められており、次のものは、当時により生じた災害とない。とないは、警戒、とは、とないは、とないは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは		担額は、	素質がら補助観を	(左 しら)いた名	災害復旧事業債 現年災分 90% 過年災分 80%	法律補助

(4) 国庫補助の対象となる災害復旧事業 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。ただし、1箇所とは、被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものも含む (5) 「奥地幹線林道」と「その他の林道」の区分 ア 奥地幹線林道 (7) 利用区域の森林面積が500ha以上ある路線 (4) 奥地幹線林道として災害復旧事業費を決定したことがある路線。ただし、利用区域の一部を土地収用法適用事業以外(ゴルフ場造成、別荘用地造成、レクリエーション用地等)の目的に転用され、利用区域面積が500ha未満となった場合を除く (ウ) 全幅員が3m以上ある路線 イ その他林道 アに該当する路線以外		35/100 35/100				
---	--	------------------	--	--	--	--

所管部課名 水産林務部 林務局 治山課

所管部課名 水産林務部 林務局 治山課										
事 業 名	事業主体	根拠法令等	補 助 (貸 付 ・ 交 付) 基 準 等	補 助 (交 付) 率 等						
				玉	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
小規模治山事業	市町村	北海道小規模治 山等補助事業実 施要領(道)	1箇所の事業費が 1,000 万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次の各号の一に該当するものア 人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるものイ 農地 2 ha 未満に被害を与え、又は与えると認められるもの		1/2	1/2		一般単独事業債 ・防災計事等事 (自然 (自然) ・緊急自然災害防 止対策 100%		予算補助
林地崩壊防止事業	市町村	林業関係事業補 助金等交付要網 (国)	次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する市町村は、激 基災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊で、これを放置 するときは2戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与える おそれがあると認められるものに係る林地の保全上必要な施 設の新設に関する事業のうち、一箇所の事業費が200万円以 上の事業(以下、「林地崩壊防止事業」という)を行うことができる。 1 その年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災 害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊に係る林地崩壊 防止事業の事業費の総額が300万円を超える市町村 2 1の総額が新年度の標準税収入の10%を超える市町村	5 /10	3 /10	2/10				予算補助
災害関連山地災害危険地区対策事業	市町村	災害衛 事 集 回 地域要 事 集 回 以 無 事 使 要 使 不 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 可 道 補 明 的 语 等 说 有 等 的 说 表 等 的 说 表 等 的 说 声 的 说 声 的 说 声 的 说 声 的 说 声 的 说 声 的 的 说 声 的 的 说 声 的 的 说 声 的 的 声 的 的 声 的 的 声 的 声	山地等について次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれがあると認められるもので、公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する必要のあるもののうち、次の各号の一に該当するもの(1)重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの	40/100 ~ 47. 5/100	40/100 47. 5/100	5/100 ~ 20/100				予算補助

			(エ) 人家5戸以上に被害を与えると認められるもの (3) 前各号に掲げるもののほか、林野庁長官が認めるもの 2 次の各号の一に該当するものは採択しないものとする。 (1) 1箇所の事業費が原則として 200 万円以下のもの (2) 林地崩壊防止事業が行われることが確実であると認められるもの (3) 鉱石若しくは土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づく災害で、その原因者が明らかであるもの (4) 工事内容が崩壊土砂の排除のみであるもの (5) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの 3 その年の1月1日から12月31日までの間に係る事業費が1市町村当り400万円以上とするものとする。							
所管部語	所管部課名 水産林務部 森林環境局 森林活用課									
事業	3 事業主体	根拠法令等	補 助 (貸 付 ・ 交 付) 基 準 等			付) 率 等		地方債(参	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他	考)		
本社,山社名	基		l						https://www.rin	7 W 14 D
森林·山村多的機能発揮対 推進事業	策	森林·山村多面的 機能発揮対策交 付金交付等要綱 (国)	市町村が活動組織に対し行う推進・指導等に要する経費の全部又は一部	定額					ya.maff.go.jp/j /sanson/tamente ki.html	予 算補切